

平成29年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

平成29年12月6日

12月6日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第7 議案第7号 買受適格証明願について
- 日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第10 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出。
- 日程第11 報告第4号 軽微な農地改良の届出について
- 日程第12 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鵜 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 は っ 子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男
19番	大 堀 潔		

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	篠塚	和広	管理班長	高岡	晃
農地班長	越川	泰克	主査	滑川	典文
主査	高橋	亮太郎			

開会 午後 1時56分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成29年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、7番 海老澤 武委員、19番 大堀 潔委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから11ページで、整理番号は1番から15番です。

1ページから2ページの整理番号1番、3番、5番、6番および7ページの整理番号10番の案件はそれぞれの譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであり、2ページの整理番号4番は譲受人が農業経営規模拡大を図るため、賃借権設定を行うものであります。

次に、3ページの整理番号7番から6ページの整理番号9番までの案件は、共有名義農地の持分について売買および贈与により移転を行うものであります。

次に、7ページの整理番号11番は親子間による贈与、8ページの整理番号12番および11ページの整理番号15番は親子間による使用貸借権の設定を行うものであります。

次に、10ページの整理番号13番および14番は、譲受人がお互いに耕作の利便を図るため農地の交換を行うものであります。

以上、15件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 去る、11月28日、火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は15件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅前の農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号2番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人である兄が農業経営を縮小することから営農意思があり、また、弟でもある譲受人が使用貸借にて耕作を行おうとするものです。

したがって、今後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番、4番の2件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号3番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅脇の農地を取得し耕作したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は自宅脇であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続いて、整理番号4番ですが、香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営の規模拡大を図るため、代表取締役である〇〇氏の父の農地に賃借権の設定を行うものであります。

現在、作物栽培から〇〇、〇〇を一貫して行い〇〇〇野菜や〇〇の製造・販売を行っておりますが、さらに〇〇〇の生産規模拡大を計画しております。

農業経営実施計画書も適正であり、賃借権設定後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号5番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい意向があり、近隣農地所有者である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地の隣に位置し、通作利便な農地であることから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番から11番の6件について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため譲受人は規模拡大のため、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

譲受人は、近隣農地所有者であり、通作に支障がないことから農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号7番・8番・9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この案件については、40人名義の共同田の持ち分の所有権移転の申請であるため、一括して説明いたします。

整理番号7番の案件については譲渡人が高齢なため、8番案件については市外在住のため、それぞれ売買にて持ち分の移転を行うものであり、9番案件については譲渡人である祖父が高齢なため孫へ贈与するものです。

なお、申請地すべてにおいて、これまで相続や贈与により所有者の移転登記を行い所有者の明確化を行っており、農地の良好な管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号10番について、説明をいたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものでありまして、農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は自作地に近接している農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

地元農家の取得であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われ
れます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 11 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、母親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移
転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得
要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 12 番から 15 番の 4 件について、19 番 大堀委員。

1 9 番大堀委員 整理番号 12 番について、山田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた
します。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である子と使用貸借権の
再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、13 番・14 番について、関連がありますので一括して山田推進委員と現地調査
等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いに農業経営の合理化を図るため交換により所有権移転をするものです。

申請者の 2 名は、現在自宅や実家から、やや遠い農地を所有しておりますが、今回それぞ
れがより近い農地を取得し、耕作の利便性の向上を図りたいとのことから、交換の協議が整
ったものであります。

農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たして
おり許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 15 番について、埴推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、祖父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である孫と使用貸借権
の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは12ページです。

整理番号1番、山砂採取事業の期間延長に伴う山砂搬出路用地の期間延長の申請であります。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件であります。

整理番号1番について、書類等で審査した結果、山砂採取事業の期間延長に伴う計画変更であり、申請の用途に供することの確実性については何の問題もないとの意見であり、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが○○○○○○○○と○○○○○○○の○○○○○○○○○○を○○メートルほど○
○方面へ向かった左側になります。

譲受人は申請地について山砂採取搬入出路用地の許可を受けておりますが、現在山砂採取
事業地を表土置場としており、引き続き山砂搬入出路として利用するため、1年間延長する
ものです。

また、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下
記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意
見について審議を求める。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは13ページから14ページで、整理番号1番から4番です。

整理番号1番、転用目的は長屋住宅用地および駐車場用地です。

農地区分は、第1種農地不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

なお、土地改良受益地のため、黒部川左岸土地改良区の転用同意を得ております。

整理番号2番および3番は同一事業であります。

転用目的は太陽光発電施設用地および資材搬出入路用地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

なお、整理番号3番の資材搬出入路用地は、一時転用のため事業終了後は農地に復元します。

整理番号4番、転用目的は賃貸住宅用地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

なお、本案件は議案第4号整理番号7番と同一事業となります。

以上の4件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は4件であります。

このうち整理番号2番および3番については現地調査を実施、その他の案件については写真および書類等で審査いたしました。

最初に現地調査案件について、転用可能な第2種農地であり、隣接農地への影響等も考えられないことから、特に問題はないと認められました。

次に、その他の案件については、写真および書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号1番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○○○の○○○○交差点を右折し○○方面へ向かい○○○○○○に着いた所を左折して○メートル位の所です。

申請人は、住宅に挟まれている申請地の有効利用および安定した収益を得るため、長屋住宅および駐車場を設置する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については、合併浄化槽で浄化後、既設の水路に放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロック積みを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番の2件について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号2番、3番につきましては関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○○○○○を左に見てその先の○○を右折し一つ目の○○を左折し少し先を右折した○○○○○○の隣接地になります。

申請人は、住宅地の中にある申請地の有効利用および安定した収益を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理となります。

また、隣接農地には敷地境界にフェンスを設置することで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所ですが、○○○○○○○○○○の第一の○○○○○○○○の入口の○○です。そこから○○メートル位先を右折しまして○○方面へ○○メートル位行きます。そこを左折しまして、○メートル位行った右側でございます。

申請人は、住宅に挟まれている申請地の有効利用および安定した収益を得るため、賃貸住宅を建築する計画をしたものであります。

申請地では、用水は上下水道を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については合併浄化槽で浄化後、既設の水路に放流をします。

また、隣接農地には敷地境界にフェンスを設置することで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは15ページから18ページで、整理番号は1番から11番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地および駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

整理番号3番、転用目的は専用住宅用地および駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、不許可例外事由Iの集落接続に該当します。

整理番号4番、転用目的は貸店舗用地および駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で、第3種農地であります。

整理番号5番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で、第3種農地であります。

整理番号6番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、不許可例外事由Iの集落接続に該当します。

整理番号7番、転用目的は賃貸住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、不許可例外事由Iの集落接続に該当します。

整理番号8番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、不許可例外事由Iの集落接続に該当します。

整理番号9番、転用目的は牛舎用地および堆肥舎用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地は農振農用地ではありますが、農業用施設への転用のため、軽微変更済みであり不許可例外事由Bの農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当します。

整理番号10番および11番は同一事業です。

転用目的は資材置場用地および駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、不許可例外事由Iの集落接続に該当します。

以上の11件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は11件であります。

このうち整理番号5番については現地調査を実施いたしました。その他の案件については、写真および書類等で審査いたしました。

最初に現地調査案件について、農地区分は転用可能な第3種農地であり、隣接農地への影響等も考えられないことから、特に問題はないと認められました。

次に、その他の案件については、写真および書類等で審査した結果、申請の用途に供する

この確実性について問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を申し上げます。

場所については、〇〇〇〇〇〇〇〇手前約〇〇メートル手前を右折いたしまして、そこから約〇キロ行った所です。

譲受人は、現在県外に住んでいますが千葉県に転勤が決まり、また子供が生まれたため実家近くに専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は敷地内井戸を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については合併浄化槽で浄化後、蒸発散装置にて敷地内処理となります。

また、隣接農地にはコンクリートブロック積みを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を申し上げます。

場所については、先ほどの所より約〇〇メートル手前です。

譲受人は、現在家族3人で借家住まいをしています、手狭となったため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は敷地内井戸を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については、合併浄化槽で浄化後、蒸発散装置にて敷地内処理となります。

また、隣接地は宅地となり資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号3番について、香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かって〇〇〇〇〇〇があります。〇〇〇〇〇〇に

入ってしばらく行きますと〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇をくぐります。〇〇〇をくぐってすぐ左折をして〇〇メートルほど行ったちょうど〇〇の下になります。

譲受人は、結婚を控えており妻となる者の実家そばに住むため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は敷地内井戸を利用、雨水および汚水・雑排水については、合併浄化槽で浄化後、既設の水路に放流します。

また、隣接農地には、土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号4番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇を左に見て、その先の〇〇を右折し二つ目の〇〇の少し先の左側になります。

譲受人は、周囲の宅地化が進んだ申請地の有効利用および安定した収益を得るため、貸店舗を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用、雨水は浸透枳を設け敷地内処理とし、汚水・雑排水については、下水道に放流します。

また、隣接農地はなく、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号5番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、同様に〇〇〇〇〇〇〇〇〇を左に見てその先の〇〇を右折し〇〇〇〇〇〇〇の〇〇を右折し突き当たりになります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の隣接地になります。

譲受人は、周囲の宅地化が進んだ申請地の有効利用および安定した収益を得るため、宅地分譲する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用、雨水は既設の水路に放流し、汚水・雑排水については、

下水道に放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロック積みを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番については、9番 鶴澤委員。

9番鶴澤委員 整理番号6番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かい一つ目の〇〇を右折、約〇〇キロほど行った右側ちょうどカーブになりますけれども、そこに親の家が建っておりまして、そこに隣接するちょうど奥になりますけれども、その場所でございます。

譲受人は、現在市外のアパート住まいですが、両親の面倒をみるため実家のそばに専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用し、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で浄化後、既設の側溝に放流します。

また、隣接農地には、土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番、8番の2件について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇の〇〇がありますが、そこから〇〇メートル位行った所を右折しまして〇〇メートル位〇〇方面へ向かいまして、そこから左折して〇メートル位行った右側でございます。

譲受人は、住宅に挟まれている申請地の有効活用および安定した収益を得るため、賃貸住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については合併浄化槽で浄化後、既設の水路に放流します。

また、隣接農地には、敷地境界にフェンスを設置することで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件

譲受人は、市内で〇〇〇〇〇事業を営んでいますが、事業拡大に伴い資材置場および来客者・従業員用駐車場を確保するため、事業所隣接地に資材置場および駐車場を設ける計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理となります。

また、現況は畑となっており、このまま利用するので隣接農地に土砂の流出は発生しないと思われま

す。資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求め

る。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成29年度第9次農用地利用集積計画1番から277番までの申請であります。議案書の19ページから147ページです。

所有権移転が1件で、田で6,927㎡です。

使用貸借権設定の新規が5件で、6,823㎡、このうち田が4,810㎡、畑が2,013㎡です。

次に再設定が4件で、9,445㎡、このうち田が1,824㎡、畑が7,621㎡です。

賃借権設定の新規が94件で、371,065㎡、このうち田が329,033㎡、畑が42,032㎡です。

次に再設定が159件で、869,952㎡、このうち田が827,067㎡、畑が42,885㎡です。

次に、農地中間管理事業です。

使用貸借権設定の新規1件、田で948㎡です。

次に、賃借権設定の新規13件、131,959㎡で、このうち田が127,892㎡、畑が4,067㎡です。

以上、277件の第9次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号154番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号154番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番154番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

同じく、議案第5号 整理番号231番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号231番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号231番については、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

同じく、議案第5号 整理番号253番、254番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号253番、254番の2件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号253番、254番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く273件について、審議い

たします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く273件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く273件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは148ページから160ページで、整理番号は1番から19番です。

使用貸借権設定の新規が1件、948㎡で田です。

次に、賃借権設定の新規が18件、131,959㎡、このうち田が127,892㎡、畑が4,067㎡です。

以上、19件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号13番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号13番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号13番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第6号 整理番号19番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号19番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号19番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く17件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く17件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く17件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので、証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、東京国税局が執行する公売です。

公売の方法は、平成30年1月5日から平成30年1月12日までの期間入札です。

なお、申請人が公売に参加する目的は、自作地に隣接しており耕作の利便性が高いためとのことです。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

買受適格証明願の案件は1件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

整理番号1番については、耕作目的で農地を取得するため公売に参加することについて審査した結果、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号1番について、椎名推進委員と現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請者は、同じ助沢地先に農地を所有しており、通作利便な農地であるため入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており証明書の交付が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 買受適格証明願については、証明書を交付することと決定いたします。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定します。

◎日程第8 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、4件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は43件であります。

報告第3号 農地および採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年12月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時07分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人